

平成 3 1 年第 1 回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

2 月定例会会議録

平成 3 1 年 2 月 8 日 開会  
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会



# 大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成31年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録

平成31年2月8日（金曜日） 午後2時開議

## ○出席議員

1番 藤岡 寛和	2番 北野 妙子
3番 杉田 忠裕	4番 木下 誠
5番 上村 太一	6番 宮本 恵子
7番 今村 正	8番 中谷 昭
9番 田畑 庄司	10番 水原 慶明
11番 向江 英雄	12番 中嶋 三四郎
13番 今井 利三	14番 南野 直司
15番 山本 忠司	16番 大川 泰生
17番 片岡 弘子	18番 上谷 元忠
19番 道工 晴久	20番 田中 博治

## ○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	阪口 伸六
副広域連合長	松本 昌親
副広域連合長	和田 吉衛
事務局長	小野 雅一
事務局次長兼 総務企画課長	大森 秀樹
資格管理課長	関口 富美夫
給付課長	太田 良一

## ○職務のため出席した者

書記	木村 秀世
書記	安部 達郎

○議事日程

- |      |            |  |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第2 | 会期の決定      |  |
| 日程第3 | 議案第1号      | 平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算<br>(第1号)の件            |
|      | 議案第2号      | 平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療<br>特別会計補正予算(第3号)の件     |
| 日程第4 | 議案第3号      | 平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件                       |
|      | 議案第4号      | 平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特<br>別会計予算の件            |
| 日程第5 | 議案第5号      | 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の<br>一部を改正する条例の件        |
| 日程第6 | 議案第6号      | 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等<br>に関する条例の一部を改正する条例の件 |

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 0 0 分 開議

○田中議長 ただいまより、平成31年第 1 回大阪府後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を開会いたします。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 広域連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成30年度一般会計、特別会計の補正予算案及び平成31年度の一般会計、特別会計の予算案並びに条例の一部改正につきましてご審議をお願いすることといたしております。議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 本日の出席議員は20名で、議員定数20名の半数以上の定足数に達しています。

これより会議を開きます。配付しております議事日程に従い議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番、上村太一議員、6 番、宮本恵子議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 2 月 8 日の一日としたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 2 月 8 日の一日と決定いたしました。

日程第 3、議案第 1 号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件」及び議案第 2 号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

小野事務局長。

[事務局長 小野雅一君 登壇]

○小野事務局長 議案第1号、第2号につきましては、一括してご説明いたします。

まず、議案第1号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に議案第1号と表記しております平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書・説明書（第1号）の3ページをごらんください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,490万1,000円と定めるものです。

詳細につきましては、9ページ以降の平成30年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをごらんください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を10万2,000円増額しております。これは、平成29年度に受け入れ超過となった国庫補助金に係る返還金の増額によるものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を2,897万7,000円減額し、4款1項1目繰越金を2,907万9,000円増額しております。これは、11月議会でご承認いただきました平成29年度決算認定による繰越金から、先ほど歳出でご説明いたしました国庫への返還金10万2,000円を差し引いた額2,897万7,000円を市町村負担金から減額するものでございます。

続きまして、第2号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件」につきましてご説明いたします。

資料は、左上に議案第2号と表記しております平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書・説明書（第3号）の3ページをごらんください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ240億326万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆1,485億9,290万6,000円と定めるものです。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、8ページ、第2表債務負担行為補正に記載しております高額介護合算療養費勸奨業務事務補助委託料に伴うものです。

詳細につきましては、9ページ以降の平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、2目電子計算費を1,200万9,000円減額しております。これは、標準システム機器更改に係る費用が減額となったことによるものです。

次に、3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金を1,927万8,000円増額しております。これは、国保中央会が実施しております特別高額医療費共同事業に係る拠出金が、当初の予定より拠出が必要となり増額するものです。

次に、5款1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を83億2,448万5,000円増額しております。これは、平成29年度決算認定により剰余金の一部を基金に積み立て、医療給付費の予想外の増加や、次期以降の保険料増加抑制に充てるために積み立てるものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を156億7,151万円増額しております。これは、平成29年度に受け入れ超過となった市町村、国及び府の医療給付費負担金並びに特別調整交付金等の各返還金の増額によるものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目後期高齢者医療制度事業費補助金を1,927万8,000円増額しております。これは、歳出でご説明いたしましたとおり、特別高額医療費共同事業に対する拠出金について、当初の予定額以上に拠出が必要となったことにより、その財源として、増額交付が見込まれる当該補助金を増額するものでございます。

次に、9款1項1目繰越金を239億8,398万6,000円増額しております。これは、平成29年度決算認定により事業費の前年度繰越金が確定したことによる事業費繰越金の増及び30年度の標準システム機器更改に係る事務費の減額に伴う事務費繰越金の減額等によるものでございます。

次に、18ページ、19ページの債務負担行為に関する調書をごらんください。

高額介護合算療養費勸奨業務事務補助委託料といたしまして、従来、高額介護合算療養費勸奨業務を2月から3月にかけて実施しておりましたが、平成30年度より3月から4月の間で年度をまたいで業務を行う必要が生じたことによるものでございます。

議案第1号、第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 議案第1号及び議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しま

した。

日程第4、議案第3号「平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」及び議案第4号「平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第3号、第4号につきましては、一括してご説明いたします。

まず、議案第3号「平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」についてご説明いたします。

資料につきましては、左上に議案第3号と表記しております平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億255万1,000円と定め、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきまして、一時借入金の最高額を6,000万円と定めております。

次に、2ページ、3ページをごらんください。こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをごらんください。こちらでは、債務負担行為の事項等をお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊になります平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。

一般会計歳入歳出予算の総額は2億255万1,000円で、前年度比で775万2,000円、4.0%の増となっております。

次に、4ページ、5ページをごらんください。歳入の主なものの内訳でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金につきましては、2億66万円を計上し、前年度と比較して944万8,000円の増となっております。主な理由としましては、広域連合の運営に係る人件費及び事務費等の負担金の増によるものです。

次に、6ページ、7ページをごらんください。歳出の主な内訳でございます。

6 ページ中段の 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、1 億7,041 万4,000円を計上し、前年度と比較して74万1,000円の増となっております。主な理由としましては、被保険者数の増加による委託料等の増及び消費税率10%への引き上げに伴う事務委託料等の増によるものです。

次に、8 ページ、9 ページをごらんください。

同じく 2 款総務費、1 項総務管理費の 2 目電子計算費につきましては、2,530万4,000円を計上し、前年度と比較して701万1,000円の増となっております。主な理由といたしましては、OAシステムサーバーの耐用年数経過に伴う機器入れかえに係る委託料の増です。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

こちらは、特別職及び一般職の給与費明細書をお示ししております。

次に、14、15ページをごらんください。

こちらには、債務負担行為に関する調書として、年度をまたいで業務を行う必要がある事項をお示しいたしております。

一般会計に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第 4 号「平成31年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」についてご説明いたします。

特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療に関する収入及び支出について特別会計を設けることが義務づけられているものでございます。

それでは、資料につきましては、左上に議案第 4 号と表記しております平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 兆1,834億4,086万6,000円と定め、第 2 条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第 3 条におきましては、一時借入金の最高額を700億円と定め、第 4 条では、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、2 ページ、3 ページをごらんください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4 ページをごらんください。

こちらでは、債務負担行為の事項等をお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊の平成31年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括を、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。

歳入歳出予算額の総額は1兆1,834億4,086万6,000円、前年度比較で609億5,633万3,000円、5.4%の増となっております。

次に、4ページ、5ページをごらんください。歳入の主な内訳でございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、資格管理事務及び保険給付事務に係る人件費並びに事務費等の負担金、2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定に係る負担金、3目療養給付費負担金は、療養給付費に係る定率の市町村負担金で、いずれも被保険者数の増加等により、前年度より増といたしております。

なお、2目保険料等負担金につきましては、後ほど説明させていただきます保険料均等割特例軽減の見直し等の影響により増額も考慮した予算となっております。

2款国庫支出金の1項国庫負担金及び2項国庫補助金とも増となっておりますが、主な理由といたしましては、被保険者数の増加等によるものでございます。

次に、6ページ、7ページをごらんください。

3款府支出金、1項府負担金及び4款1項支払基金交付金につきましても、被保険者数の増加等に伴いまして増としております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超えるもののうち、200万円を超える部分であります特別高額医療費の共同事業に対する交付金でございますが、対象となる医療費の総額が増加となったことにより、前年度より増といたしております。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目医療給付費準備基金繰入金の70億5,507万円につきましては、平成30年度、31年度の保険料改定に当たり、平成29年度の剰余金140億円を保険料軽減のための財源として投入することとし、第二年度分として、平成31年度に繰り入れする額などでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。歳出の主な内訳でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の主な内容につきましては、資格管理事務、保険給付事務に係る委託料、人件費負担金及び通信運搬費並びに手数料等でございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

上段の同じく2目電子計算費の6億4,746万2,000円につきましては、前年度より減となっておりますが、これは、平成30年度が標準システムの機器更改を行った年度であり、31年度はこれらの費用が不要となることから、前年度より減としております。

中段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費から、16ページ、17ページに移りまして、上段の3項その他医療給付費、1目葬祭費までにつきましては、被保険者数の増加により増といたしております。

3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、対象となる医療費の総額が増加となったことにより、前年度より増といたしております。

4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費の36億9,259万2,000円につきましては、平成30年度より全市町村で実施することとなった歯科健診について、受診者数が大幅に増加したことにより、増といたしております。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、22ページ、23ページをごらんください。

こちらには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしております。

議案第3号、第4号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 議案第3号及び議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に議案第5号と表記しております提出議案をごらんください。

本条例の一部改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等に基づくものでございまして、後期高齢者医療制度の保険料均等割軽減特例の見直しに伴い、保険料の均等割額の軽減措置の見直しを行うとともに、経済動向を踏まえ、低所得世帯の被保険者に係る保険料を軽減するための判定所得基準を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

後期高齢者医療制度の保険料の均等割の軽減につきましては、平成31年10月より9割軽減を7割軽減に見直すこととし、平成32年10月より8.5割軽減を7割軽減に見直すよう改正するものでございます。

また、低所得世帯の被保険者に係る保険料の軽減基準となる世帯の軽減判定所得につきましては、本条例第14条に規定を設けておりまして、均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象となる被保険者の世帯の軽減判定所得について基準を引き上げるよう改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日といたしております。

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に議案第6号と表記しております提出議案をごらんください。

本条例の一部改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月から施行されることを受け、国家公務員においては、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされました。

地方公務員においても、国家公務員の措置等を踏まえ、所要の措置を講じることとされたことから、本広域連合における勤務時間に関する条例について、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めるとする規定を加える所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日からといたしております。

広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 議案第6号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今定例会におきまして、上程議案につきまして、原案のとおりご承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。

議員皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 これをもちまして、平成31年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 田中 博治

署 名 議 員 上村 太一

署 名 議 員 宮本 恵子